【中小/プ】様式第1号(1)(育休復帰支援プランコース(育休取得時)支給申請書:裏面)

### (提出上の注意)

- 1 この申請書は、支給申請に係る労働者の育児休業(産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合には、産後休業)を開始した日から起算して3か月を経過する日の翌日から2か月以内に、本社(人事労務管理の機能を有する部署が属する事業所)の所在地を管轄する都道府県労働局雇用均等室(以下「雇用均等室」という。)に提出してください。
- 2 支給申請は、支給申請に係る労働者が生じた事業所にかかわらず、本社で行ってください。
- 3 この申請書を提出するためには、下記の添付書類の写しの全て及び支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)が添付されて いることが必要です。
- (1) 支給申請に係る労働者に係る育休復帰支援プラン及び同プランに係る育休復帰支援プラン策定支援実施証明書
- (2) 申請事業主において、育休復帰支援プランにより、労働者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰を支援する措置を実施することを規定していることが確認できる書類(例:実施要領、通達、マニュアル、育児休業規程等)及び労働者へ周知されたことが分かる書類(例:社内報、イントラネットの掲示板等の画面を印刷した書類等)
- (3) 労働協約又は就業規則及び関連する労使協定のうち、次のことが確認できる部分
  - 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業の制度及び育児のための短時間勤務制度を規定していること(なお、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業以外の育児休業についても制度を規定している場合は当該部分も含む。)。 具体的には、本社等及び支給申請に係る労働者が生じた事業所の労働協約又は就業規則を添付すること。
  - なお、支給申請に係る労働者が生じた事業所以外の事業所であって上記就業規則と異なる就業規則を規定している事業所がある場合には、当該労働協約又は就業規則を添付すること。

就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務のない常時10人未満の労働者を雇用する事業主の場合で、就業規則の作成・届出をしていない場合は、制度の措置が明文により定められており、労働者に周知されていることを確認できる書類(例:労働者代表の署名があるもの)を添付すること。

- (4) 支給申請に係る労働者の育児休業申出書(育児休業の期間が変更されている場合は育児休業期間変更申出書)
- (5) 支給申請に係る労働者の育児休業期間の就労実績が確認できる書類(例:支給申請に係る労働者の出勤簿、タイムカード、賃金台帳等)(育児休業前及び育児休業期間3か月分。なお、産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合には、産後休業前及び産後休業を含めた育児休業期間3か月分。)
- (6) 支給申請に係る労働者に育児休業に係る子がいることを確認できる書類(例:母子健康手帳の子の出生を証明する該当部分、健康保険証(子が支給申請に係る労働者の被扶養者である場合)等)
- (7) 公表及び周知が義務付けられる前に一般事業主行動計画が策定されている事業主については、自社のホームページの画面を印刷した書類等一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知を行っていることを明らかにする書類
- 4 この申請書を提出後に雇用均等室から申請書の記載内容の確認や必要な書類の提出を求めることがあります。
- 5 この申請書の内容について、雇用均等室が実地調査、事情聴取等を行うことがあります。
- 6 この助成金を受給後に、申請を行った事業主が支給要件に充足していないことが判明した場合には、支給した助成金の返還を求めることがあります。

### (記入上の注意)

- 1 1欄については、企業全体について記入してください。
  - (1) ③欄は、支給申請を行う日の属する月の初日において、申請事業主の企業全体で常時雇用する労働者(2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等である者)の数を記入してください。
  - (2) ④欄は、日本標準産業分類に従った主な産業を記入してください。
  - (3) ⑤欄は、いわゆる払込み済資本総額を記入してください。
  - (4) ⑥欄は、申請事業主の雇用保険適用事業所の総数を記入してください。
  - (5) ⑦欄~⑧欄は、該当するものを○で囲んでください。
  - (6) ⑨欄は、規定した年月日及び労働者への周知を行った年月日を記入してください。
  - (7) ⑩欄は、該当するものを○で囲んでください。なお、⑩欄のうちのウは、育休復帰支援プランの作成の支援を行った育休 復帰プランナーの氏名を記入してください。
- 2 2欄については、支給申請に係る労働者について記入してください。
  - (1) ⑦欄は、支給申請に係る労働者と面談を行った、支給申請に係る労働者の上司又は人事労務担当者が、記載内容について確認した上で、面談者確認欄に署名・押印してください。また、連絡先電話番号は、本人宛て連絡がとれる職場の電話番号を記入してください。
  - (2) ⑧欄は、育休復帰支援プランに基づき、支給申請に係る労働者の業務の引き継ぎが行われたことを確認した者が、記載内容について確認した上で、引き継ぎの確認を行った者の確認欄に署名・押印してください。また、連絡先電話番号は、本人宛て連絡がとれる職場の電話番号を記入してください。
  - (3) 本人確認欄は、支給申請に係る労働者が、①欄~⑧欄について確認した上で、署名・押印してください。また、連絡先電話番号は、本人宛て連絡がとれる職場の電話番号を記入してください。
- 3 3欄については、この申請書の作成担当者を記入してください。
  - 雇用均等室から、記載内容等当該申請に係る問合せを行うことがありますので、詳細を承知している方を記入してください。
- 6 4欄については、助成金の振込を希望する金融機関(ネットバンクは除く)の口座について記入してください。 なお、当該口座は、申請者名義の口座であり、法人の場合は当該企業名等を併せて登録している口座であることが必要です。(書ききれない場合は、余白をご利用ください。)

#### (その他の注意事項)

- 1 助成金の支給を受けた事業主は、助成金の申請に当たって、提出した書類等について、当該助成金の支給日の属する年度から起 算して5年間保管してください。
  - また、これらの書類等について都道府県労働局より提示、提出を求められたときは、速やかに提示又は提出してください。
- 2 申請者が代理人の場合は、本申請書に事業主の委任状(写)を添付してください。

【中小/プ】様式第1号③(育休復帰支援プランコース(職場復帰時)支給申請書:裏面)

# (提出上の注意)

- 1 この申請書は、支給申請に係る労働者の育児休業終了日の翌日から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内に、本社(人事労務管理の機能を有する部署が属する事業所)の所在地を管轄する都道府県労働局雇用均等室(以下「雇用均等室」という。)に提出してください。
- 2 支給申請は、支給申請に係る労働者が生じた事業所にかかわらず、本社で行ってください。
- 3 この申請書を提出するためには、下記の添付書類の写しの全て及び支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)が添付されていることが必要です。なお、(3)については、育休取得時助成金の申請時と内容に変更がない場合、再度の提出は必要ありません。また、(4)については、育休取得時助成金の申請時と同一の行動計画期間内である場合、再度の提出は必要ありません。
- (1) 支給申請に係る労働者の育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供を実施したことが確認できる書類(例:提供した資料、イントラネットの掲示板等の画面を印刷した書類等)
- (2) 支給申請に係る労働者の育児休業期間、育児休業終了後それぞれの就労実績が確認できる書類(例:支給申請に係る労働者の 出勤簿、タイムカード、賃金台帳等。また、支給申請に係る労働者が在宅勤務である場合業務日報等)(育児休業期間分として 休業終了前の3か月分及び育児休業終了後6か月分)
- (3) 労働協約又は就業規則及び関連する労使協定のうち、次のことが確認できる部分
  - 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業の制度及び育児のための短時間勤務制度を規定していること(なお、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業以外の育児休業についても制度を規定している場合は当該部分も含む。)。 具体的には、本社等及び支給申請に係る労働者が生じた事業所の労働協約又は就業規則を添付すること。

なお、支給申請に係る労働者が生じた事業所以外の事業所であって上記就業規則と異なる就業規則を規定している事業所が ある場合には、当該労働協約又は就業規則を添付すること。

就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務のない常時10人未満の労働者を雇用する事業主の場合で、就業規則の作成・届出をしていない場合は、制度の措置が明文により定められており、労働者に周知されていることを確認できる書類(例:労働者代表の署名があるもの)を添付すること。

- (4) 公表及び周知が義務付けられる前に一般事業主行動計画が策定されている事業主については、自社のホームページの画面を印刷した書類等一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知を行っていることを明らかにする書類
- 4 この申請書を提出後に雇用均等室から申請書の記載内容の確認や必要な書類の提出を求めることがあります。
- 5 この申請書の内容について、雇用均等室が実地調査、事情聴取等を行うことがあります。
- 6 この助成金を受給後に、申請を行った事業主が支給要件に充足していないことが判明した場合には、支給した助成金の返還を求めることがあります。

#### (記入上の注意)

- 1 1欄については、企業全体について記入してください。
- (1) ③欄は、支給申請を行う日の属する月の初日において、申請事業主の企業全体で常時雇用する労働者(2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者と概ね同等である者)の数を記入してください。
- (2) ④欄は、日本標準産業分類に従った主な産業を記入してください。
- (3) ⑤欄は、いわゆる払込み済資本総額を記入してください。
- (4) ⑥欄は、申請事業主の雇用保険適用事業所の総数を記入してください。
- (5) ⑦欄~⑨欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 2欄については、支給申請に係る労働者について記入してください。
- (1) ⑥欄は、育休復帰支援プランに基づき、支給申請に係る労働者の育児休業中に、職場に関する情報及び資料の提供が行われたことを確認した者が、記載内容について確認した上で、実施の確認を行った者の確認欄に署名・押印してください。また、連絡先電話番号は、本人宛て連絡がとれる職場の電話番号を記入してください。
- (1) ⑦欄~⑧欄は、支給申請に係る労働者と面談を行った、支給申請に係る労働者の上司又は人事労務担当者が、記載内容について確認した上で、面談者確認欄に署名・押印してください。また、連絡先電話番号は、本人宛て連絡がとれる職場の電話番号を記入してください。
- (3) 本人確認欄は、支給申請に係る労働者が、①欄~⑨欄について確認した上で、署名・押印してください。また、連絡先電話番号は、本人宛て連絡がとれる職場の電話番号を記入してください。
- 3 3欄については、この申請書の作成担当者を記入してください。
  - 雇用均等室から、記載内容等当該申請に係る問合せを行うことがありますので、詳細を承知している方を記入してください。
- 6 4欄については、助成金の振込を希望する金融機関(ネットバンクは除く)の口座について記入してください。 なお、当該口座は、申請者名義の口座であり、法人の場合は当該企業名等を併せて登録している口座であることが必要です。(書ききれない場合は、余白をご利用ください。)

# (その他の注意事項)

- 1 助成金の支給を受けた事業主は、助成金の申請に当たって、提出した書類等について、当該助成金の支給日の属する年度から起算して5年間保管してください。
  - また、これらの書類等について都道府県労働局より提示、提出を求められたときは、速やかに提示又は提出してください。
- 2 申請者が代理人の場合は、本申請書に事業主の委任状(写)を添付してください。